

## 広島県告示第百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
（一）宮原二丁目（五九一六） 崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる発生原の土砂災害	広島県呉市宮原二丁目地内	表区域の示のとおり	
（一）宮原二丁目（五九一六） 崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる発生原の土砂災害		区域の名称	
（一）宮原二丁目（五九一六） 崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる発生原の土砂災害		表区域の示のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第一項第一号の規定による土砂災害警戒区域を指定する。この区域は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の二種類の区域である。

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。